7号様式(第6条関係)													
千代田区長 殿		(表面)										年月日	
				中	高生世代於	援手	当 額 词	文定認定:					
以下のとおり、中高生世 に応じて公簿等(マイナン とに同意します。									提	出 年 · ·	月 日		
(ふりがな) 受 氏名						住所	千代田区 住所						
64	男・女生年月日		_						電話	()		
者 死 被用者	女	生年月	Ħ	· ·			公的年金 種	加入している 公的年金制度の 種別 (3歳未満の児童					
職業 イ. 公務員 ウ. 被用者等)				が描類の原因に しん立字仪教職員共済					方公務員等共済		
増額又は減額の別							増額・減額						
(ふりがな)				増額又	は減額	のり	京 因	とな	る児	童			
氏名		性別	続 柄	生年月日	監護の 有無	生計関係	同居 別居 の別	海外留学を いる場合の 年月		住所 (別居の場	合)	児童との関係で 該当する 場合に○印	医療証 交付 処理
					有 • 無	同一 維持	同居 • 別居	年	月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母 ・受給資格者指定	
					有 • 無	同一 維持	同居 • 別居	年	月			·未成年後見人 ·父母指定者 ·同居父母 ·受給資格者指定	
					有・無	同一 維持	同居 • 別居	年	月			· 未成年後見人 · 父母指定者 · 同居父母 · 受給資格者指定	
				減 額 の 原 3月31日を経過し						ろ考)			
(ふりがな) 氏名		性別	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費 負担の 有無	同居	海外留学を いる場合のb 年月	して	生所 (別居の場	合)		
				./	有	有無	同居	/#	月			1	
増額した理由													
減額した理由 力・未成年後見人でなくなった イ・監護しなくなった キ・受給資格者としての指定がなくなった (児童の父母等の転入) ウ・生計を同じくしなくなった ク・児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童 福祉施設等に入所若しくは入院するに至った オ・日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) ケ・児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) コ・その他 ()													
		種別被保険者名			1. 国保 2. 国保組合 3. 組合 4. 協会 5. 共済 6.							5. その他	
児童が加入する 医療保険		記号・番号											
		保険団											
生活保護受給	生活保護受給			*	ひとり親医療助原			· 有無		心身障	心身障害者医療助成		**
事 由 の	発	生	L	た年	月 日								
備 加入保険がわかる書類(受給者・第 子) 別居監護申立書・確認書 15日特例 3 か月経過 児童手当認定通知書等・指定届・支給申立書 その他()							認定・ 即下・処 ・	改定・ 理年月日 ・	認定・改定・ 資格開始年月日 		3 3 第 応	手当月額 3歳未満 3歳以上 第3子以降 応援手当	
● 裏面の注意をよく● 太枠内の必要箇所□ こども・高校生等□ この申請書原本は	「を楷書 等医療証の	(かいし』)交付申請	t) では 青の場合	さい。 っきり書いてく は、「受給者」	を「申請者	〕と読	み替え	る。	l		計		円

注意

- 1
- 3
- 4 5
- この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする中高生世代(12歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。(以下「児童」という。))なお、中高生世代に接手当の宛紡が減額する場合は、「監護の看無」及び「生計関係」の欄は元する必要がありません。
 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
 「氏名」」の欄は、受給者の氏名を記入してください。
 「住所」の欄は、受給者の氏名を記入してください。
 「生計関係」の欄は、受給者の氏名を記入してください。
 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 「自一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 「浦獺した理由」の欄は、その理由を具体的に記入してください。
 「連獺した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「ク・児童自立生活援助を受け、要託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われの額が増積する場合は、増額の原因となる児童又は児童の兄姉等について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって長長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 ① 児童が他の区市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主でない場合には世帯主との統柄が記載されたもの
 ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類

 - 類

 - 規 ② 会給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。) ② 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

 - ⑧請求者が児童手当を受給している場合は、当該受給を明らかにすることができる書類

備老

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。